

誓 約 書

- 1 今回、市営住宅の目的外使用をするにあたり、ペットは飼育しません。
- 2 市営住宅入居後は、住宅使用料のほかに自治会等に共益費を支払う必要があること、また、清掃など自治会への活動へ積極的に参加しなければいけないことを確認します。
- 3 使用料を 3 ヶ月以上滞納した場合、市営住宅から速やかに退去します。
- 4 宗像市営住宅の目的外使用許可事務取扱要領第 3 条に定める要件を満たさなくなった場合は、市営住宅から速やかに退去します。
- 5 市営住宅から退去する際、畳の表替え、襖の張替え、使用者が原因の破損等の現状回復の義務を負うこと、また、現状回復の費用は入居者負担であることを確認します。
- 6 市営住宅の適正な管理のため、次の場合には宗像市長が、緊急連絡人に対して個人情報を提供することに同意します。
 - (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき
 - (2) 入居者が、住宅使用料を滞納したとき
 - (3) 入居者が、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
 - (4) その他入居者の行為に基づき市に損害を与えたとき

令和 年 月 日

使用許可申請住宅 宗像市営住宅谷団地 号

現 住 所

氏 名 印

電話番号